

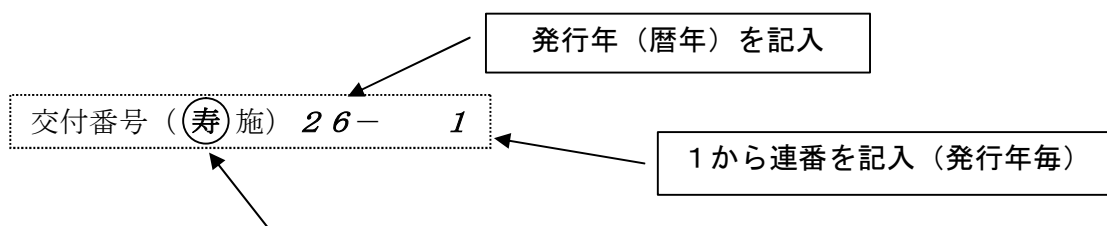
老人福祉センター及び老人憩の家利用証
交付マニュアル

平成 26 年 4 月

「老人福祉センター及び老人憩の家利用証」交付について

1 交付方法

- ① ご利用者から「利用証」の交付依頼があった場合、60歳以上の市民であることを証明できる公の書類（保険証、運転免許証等）を提示していただき、住所および年齢を確認する。
- ② 「利用証」に交付番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、交付年月日を記入する。
※ 交付番号の記入方法は下記を参照



交付施設名の例		交付番号の(○)施)内
老人憩の家 寿楽園	→	(寿)
老人憩の家 阿賀浜荘	→	(阿)
老人憩の家 しあわせ荘	→	(し)
老人憩の家 新崎荘	→	(崎)
老人憩の家 松崎荘	→	(松)
老人憩の家 大形荘	→	(形)
老人憩の家 大山台	→	(台)
老人憩の家 じゅんさい池	→	(じ)
老人憩の家 岡山荘	→	(岡)
老人憩の家 なぎさ荘	→	(な)

- ③ 「老人福祉センター及び老人憩の家 利用証交付簿」に交付番号（連番のみ）、氏名、住所、生年月日、交付年月日を記入する。
- ④ ご利用者に「利用証」を交付する。

2 留意点

- 「利用証」の交付を希望される方が保険証、運転免許証等の公の書類をお持ちでないときには、改めて持参の上で、当該老人憩の家か、市の窓口（区役所健康福祉課・出張所・連絡所など）又は老人福祉センターにて「利用証」の交付を受けてもらうよう説明してください。
- 「利用証」は、市内の老人憩の家（30施設）、老人憩のフロアー（4施設）、老人福祉センター（12施設）、潟東ゆう学館で使用できます。
例えば、老人憩の家「阿賀浜荘」で交付を受けた利用証を、老人憩の家「松崎荘」で使用することができます。
- 個人情報の取り扱いについては、厳正な管理をお願いします。
- 利用証の残枚数が少なくなったとき、またご不明な点があったときは、中央区健康福祉課高齢介護係までご連絡ください。

【東日本大震災及び福島第一原発事故の影響で本市に避難された方（以下「避難者」）への利用証の交付について】

- 避難者に対する支援策として、当分の間、60歳以上の避難者にも、市内に住所を有する方と同様に、利用証を発行することとしています。
- 窓口にて、避難元の住所と60歳以上であることが確認できるもの（健康保険証・運転免許証等）を提示していただき、60歳以上であることと、避難元の住所が、福島県、宮城県、茨城県などの被災地であることが確認できれば、市内に住所を有する方と同様に利用証を交付します。
- 利用証の住所・電話欄には避難元のものを、緊急連絡先には避難先の市内居住地・電話番号等を記入します。
- 利用証交付簿には避難元住所、避難先居住地の両方を記入します。

利用証 交付番号の（○施）の○内表示

区	交付施設名	交付番号の（○施）の○内
北	寿樂園	寿
	阿賀浜荘	阿
	しあわせ荘	し
	新崎荘	崎
東	松崎荘	松
	大形荘	形
	大山台	台
	じゅんさい池	じ
	岡山荘	岡
中央	なぎさ荘	な
	ひばり荘	ひ
	沼垂荘	沼
	鳥屋野荘	鳥
	山潟荘	山
	米山荘	米
江南	大江山荘	江
	両川荘	両
	曾野木荘	曾
	大淵荘	淵
西	新川荘	新
	小針荘	針
	西川荘	川
	明和荘	明

	神明荘	神
	五十嵐中島荘	五
	寺尾荘	寺
	槇尾荘	槇
	成巻荘	成
	やなぎ荘	や
西蒲	かすがい荘	か

(参考) 老人福祉センターの例

交付施設名		交付番号の(○)施)内
老人福祉センター黒埼荘	→	(黒)
豊栄さわやか老人福祉センター	→	(豊)
小須戸老人福祉センター	→	(小)
老人福祉センター横雲荘	→	(横)
老人福祉センターいこいの家西川荘	→	(西)
老人福祉センターいこいの家月寿荘	→	(月)
中之口老人福祉センター	→	(中)
老人福祉センターいこいの家得雲荘	→	(得)
老人福祉センターいこいの家蛭雪荘	→	(蛭)

(記載例)

平成26年 老人福祉センター及び老人憩の家 利用証交付簿

施設名 老人憩の家 〇〇荘

交付 番号	氏 名	住 所	生 年 月 日	交 付 年 月 日	備 考
1	新潟 太郎	学校町通1-602-1	S8・12・5	H26・5・1	再交付
2			・ ・	・ ・	
3			・ ・	・ ・	
4			・ ・	・ ・	
5			・ ・	・ ・	
6			・ ・	・ ・	
7			・ ・	・ ・	
8			・ ・	・ ・	
9			・ ・	・ ・	
10			・ ・	・ ・	
11			・ ・	・ ・	
12			・ ・	・ ・	
13			・ ・	・ ・	
14			・ ・	・ ・	
15			・ ・	・ ・	
16			・ ・	・ ・	
17			・ ・	・ ・	
18			・ ・	・ ・	
19			・ ・	・ ・	
20			・ ・	・ ・	
21			・ ・	・ ・	
22			・ ・	・ ・	
23			・ ・	・ ・	
24			・ ・	・ ・	
25			・ ・	・ ・	